

## 補装具・日常生活用具の給付

### 【補装具費の支給】

身体の欠損または失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入または修理に要した費用の支給を行っています。

### 障害区分、種目

障がい区分	補装具種目
視覚障がい者	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由者	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
重度両上下肢および音声機能	重度障害者用意思伝達装置

### 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②同意書
- ③障害者手帳
- ④見積書
- ⑤医師意見書（購入等に必要です）
- ⑥マイナンバーがわかるもの

※①申請書、②同意書、⑤医師意見書は健康福祉課窓口にあります。

### 申請の際の注意事項

購入前にご相談・申請をお願いします。

（購入後の申請は支給の対象となりません）

医師の意見書は省略できるものがございます。詳しくは健康福祉課へお問合せください。

### 【日常生活用具の給付・貸与】

在宅の障がい者等の日常生活をしやすくするため、6つの種目から給付・貸与

を行います。

対 象	用 途
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、特殊便器、移動および移乗支援用具、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用屋内信号機
在宅療養等支援用具	透析液加温機、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字機、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人口咽頭、点字図書
排泄管理支援用具	収尿器、ストマ用装具、紙おむつ
居宅生活動作補助	住宅改修

### 申請に必要なもの

- ①申請書
  - ②同意書
  - ③障害者手帳
  - ④見積書
  - ⑤医師意見書（購入等に必要です）
- ※①申請書、②同意書、⑤医師意見書は健康福祉課窓口にあります。

詳しくは健康福祉課にお問合せください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係  
電話 57-4172